

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成25年7月17日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒615-0035 京都府京都市右京区西院追分町25-1		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) イオンモール株式会社 代表取締役社長 岡崎 双一 電話 043-212-6450					
主たる業種	貸し店舗業	細分類番号				6 9 1 1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	省エネ・省資源の推進とグリーン購入を積極的に促進し、環境マネジメントシステム導入による、年1%以上のCO2削減を目指す。						
計画を推進するための体制	ゼネラルマネージャーを長とするISO推進体制を地球温暖化対策にスライドさせ、ISOの取り組み準じて進捗管理を徹底しCO2削減に取り組む。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,294.8 トン	2,331.1 トン	2,188.6 トン		-1.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,394.5 トン	2,331.1 トン	2,188.6 トン		-5.6 パーセント	
	実績に対する自己評価	LED化を行い、温室効果ガスの排出量も減少となった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	店舗	事業活動に伴う排出の量 <small>(温室効果ガスの排出量÷(テナント売上高(億円)))</small>	8.48	8.80	7.95		-1.24 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 <small>()</small>					パーセント
		実績に対する自己評価	原単位が、1.24減少となった。引き続き、原単位が減少となるよう努力をする。				
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		46.0 パーセント	92.0 パーセント	92.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	空調：ファンベルトの交換を適時に行う等、定期保守メンテナンスを実施し、効率的な空調能力の確保した。					
	(24)年度	館内共用部について、電球をLEDに変え、またテナントへもLEDに変更していただくよう啓蒙活動をした。					
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	シャトルバスの時刻の掲示や告知を行い、シャトルバス利用の促進を図る。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	シャトルバスの利用に関しては、売上に比例するが、後半(平成24年1月以降)は微弱ながらシャトルバス利用率が増加傾向にあったので、今後も自動車ではなく、バス利用率を高めたい。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	オープン時に植樹した木々の育樹活動の促進、毎月1回のクリーン活動(周辺清掃)の継続実施・年間2~3回のライトダウン運動の参加またイオングループ全体で展開する各種環境関連を含めた募金活動の積極的参加。						
特記事項	CO2削減率に関して、平成24年度実績数値より、平成25年度は9%削減いたします。また、昨年7月に、館内共用部の電気をLEDに変更し、電気使用量は5%程度削減することができました。平成25年3月より、イオンモールKYOTOもイオンモールの物件となったため、KYOTOの数値を入れた。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。